

電気自動車等を活用したSDGs達成を目指す包括連携協定書

東松島市（以下「甲」という。）、宮城日産自動車株式会社（以下「乙1」という。）、株式会社日産サテオ宮城（以下「乙2」という。）、日産プリンス宮城販売株式会社（以下「乙3」といい、乙1、乙2と総称して「乙」という。）及び日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、相互に連携し、SDGsの理念に沿って、電気自動車等次世代型自動車（以下「電気自動車等」という。）の活用及び普及を促進し、地域の災害対応の強化及び低炭素社会の実現に向け取り組むことを目的とし、以下のとおり連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 前文の目的を達成するため、甲、乙及び丙が相互に連携する事項は、次のとおりとする。

- （1）電気自動車等の活用及び普及促進による環境向上に関する事
- （2）災害時における電気自動車等の活用による市民の安全確保に関する事
- （3）電気自動車等の活用による環境に配慮した観光の活性化に関する事
- （4）その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関する事

2 甲、乙及び丙は、連携事項を効果的に実施するため、甲、乙及び丙合意の上、具体的な実施に関し、別途覚書を取り交わすものとする。

（確認事項）

第2条 本協定は、甲、乙及び丙が連携して協力する事項を確認することを目的としており、前条に掲げる全部または一部の実施に関して、甲、乙及び丙に対して何らの法的義務を負わせるものではない。

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の見直し）

第4条 甲、乙及び丙が、第1条に定める事項の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（解約）

第5条 甲、乙及び丙は、前条に定める本協定の有効期間中であっても、1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（協定期間及び更新）

第6条 本協定の期間は、協定締結の日から、令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも本協定を終了または変更する意思表示がないときは、本協定の期間を更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各者1通を保有する。

令和3年11月5日

甲 宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1

東松島市
東松島市長

渥美 巖

乙1 宮城県仙台市宮城野区扇町2丁目2番5号

宮城日産自動車株式会社
代表取締役社長

長南 雅人

乙2 宮城県仙台市宮城野区扇町5丁目10番6号

株式会社日産サテオ宮城
代表取締役社長

小林 正樹

乙3 宮城県仙台市宮城野区苦竹2丁目2番1号

日産プリンス宮城販売株式会社
代表取締役社長

橘川 泰介

丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号

日産自動車株式会社
理事

後藤 収